○介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス

保高

険 福

課祉

:

告

示

目

次

○介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防

(障害福祉課)

: =

同

: =

出

先 機 関

示

県中

民南地

局域

:

四

地 局域

:

껃

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための

法律による指定一般相談支援事業者の一般相談支援事業の

同

:

同

:

 $\equiv$ 

令和

第五百九十五号

和五年 四月五日 (水曜日) る。

(医療薬務課) … |

令和五年四月五日

ŕ Ė Į,

青森県告示第二百八十七号

第七十八条第二号の規定により公示する。 定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条第二項の規定により、 次の指 同法

令和五年四月五日

同

:

 $\equiv$ 

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための

同

: =

法律による一般相談支援事業者の指定…………………

○指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃 

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための

青森県知事 三 村 申

吾

会テ東 社ム北 株シ 式ス	氏名称 名 名は	指定居宅
一丁目二の一四弘前市大字神田	所在地又は住所主たる事務所の	居宅サービス事業者
具福 貸祉 与用	0)	サ居   ビ宅
福会テ東 祉社ム北 部介株シ 護式ス	名称	行居宅サー
一田一丁目二の 田一丁十二の	所在地	事業所
五令 ・和 二 一	月	国廃 止 出の
<del>五</del> 令 ・和 三	月	廃止
	社 一丁目二の一四 具貸与 会社介護 一四 三・二・一 五 4 3 3 3 3 3 3 4 5 4 7 3 3 3 3 6 7 7 8 7 8 7 9 7 8 7 8 7 9 7 9 7 9 7 9 7	社       一丁目二の一四 具貸与 会社介護 一四         名 所在地又は住所 類       名 称 所 在 地 年月日         本 三・一 五・三 本 三 本 三 本 三 本 三 本 三 本 三 本 三 本 三 本 三 本

# 青森県告示第二百八十六号

第一項に規定する救急病院でなくなったので、 次の医療機関の開設者から救急業務に関し協力する旨の申出の撤回があったことに 同医療機関は救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条 同令第二条第二項の規定により告示す

青森県知事
三
村
申
吾

青森病院独立行政法人	名
人国立病院機構	秎
青森市浪岡大字	所
森市浪岡大字女鹿沢字平野一五	在
五五の一	地

台	
ŧπ	
和山	
力.	
年	
血	
月	
$\overline{H}$	
H	

青森県知事	
事 三 村	
申五	

豊法社 徳人会 会弘福 前祉	る法社 三人会 和つ福 会が祉
一○ 字中桜川一八の 弘前市大字大川	二丁目一の二弘前市大字茜町
護通所介	護訪問介
ら タースセン 前 ら う う う う り う り う り り り り り り り り り り り	園タ支在 日接宅 三セン護 和ン護
一野二丁目六の 弘前市大字藤	九和弘 字市 上恋 塚一
五· 三· 三	五 二 三
"	"
名 事指	

# 青森県告示第二百八十八号

たので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。 の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があっ 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五第二項の規定により、次

令和五年四月五日

青森県知事 三 村 申 吾

会テ東 社ム北 株式ス	会テ東 社ム北 株式ス	氏名 称 又は	事指定介護
一丁目二の一四弘前市大字神田	一丁目二の一四弘前市大字神田	所在地又は住所	業者と
具福護特 販祉予定 売用防介	与用防介 具福護 貸祉予	種ビ 類ス の	
福会テ東 祉社ム北 部介株シ 護式ス	福会テ東 祉社ム 部介株式 護式ス	名称	事介 業護 を予
一四 四 丁 目 二 の 利 市 大 字 神	一四 田一丁目二の 引 引 引 引 に の に の に の の の の の の の の の の	所在地	行う事業所
"	<sub>五</sub> 令 · 和 二· 一	年居 月 日日	
"	五令 ・和 三· 三	年月日	

会 大 大 北 株 ・ 大 ス ス ス ス ス ス ス ス ス ス ス ス ス ス ス ス ス ス	会 大 大 北 株 シ 式 ス	氏名 和 又は	事定介護
一丁目二の一四 弘前市大字神田	一丁目二の一四弘前市大字神田	所在地又は住所主たる事務所の	業者と
具福護特 販祉予定 売用防介	与用防介 具福護 貸祉予	種ビ 類ス の	
福会テ東 祉社ム北 部介株シ 護式ス	福会テ東 祉社ム北 部介株シ 護式ス	名称	事介 業護 を予
一四 四 丁 目 二 の 神	一四 四 丁 目 二 の 神	所 在 地	行う事業所
"	<sub>五</sub> 令 :和 : 一	年 月 日出	届廃 止 出の
"	<del>五</del> 令 ・ 和 三 三	年月日	廃 止

# 青森県告示第二百八十九号

う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。 百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第

事指定障	名	人 大 会 福 会 社	人 大会 福 会 社	リ人一 ープ と 団 レ団	リ人一 ープ と 団 し フ 社	リ人 ー ー プ 社 し 団	友 合同会社心	タグボー
害福業祉	新 所主 た	字弘 稲前	字弘 和前	イ法 町弘 三前	イ法 町弘 三前	イ法 町弘 三前	五森つの田が	
サービ 者ス	たる事務所の	元三の二の二の二の二の二の一	元三の二郎市大字大沢	二七の五七 配市大字笹森	二七の五七 配市大字笹森	一七の五七 配市大字笹森	の 日 月 見 野 四 七 町 田 町 町 田 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町	元が二二二二元が一元前新屋道ノ
ナ障   害福   ス社	種 類 類 と	短期入所	短期入所	居宅介護	同行援護	行動援護	援用 出活	援 財 財 生活
事管福祉	名称	所はくじゅ 活介護事業 短期入所生	護事業所 白寿園短期	業所キープ	業所キープ	業所キープ	み荘2 かしょつき アループ	ホーム町居すまいる
サービスを行う	所在	字稲元一の	字稲元三の	田一六六の田	田一六六郎の田	田一六六の	五の九 の九見野	一六七の一平川市町居
折う指	- 地 - 年 月	一 大 天 天 一 一 一 元 十 元 和	二大	六西 和 	六西 和 	六西 和 	四田 七町	三南田
定	日	<u> </u>						

### 青森県告示第二百九十号

定により公示する。 障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規 百二十三号)第四十六条第二項の規定により、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第 次の指定障害福祉サービス事業者から

青森県告示第二百九十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(平成十七年法律第

令和五年四月五日

青森県知事  $\equiv$ 村 申

吾

から一

般相談支援事業を廃止する旨の届出があったので、

第五十一条の二十五第二項の規定により、

次の指定一般相談支援事業者 同法第五十一条の三十第

二十三号)

、第二号の規定により公示する。

令和五年四月五日

センター 虹 イサポート 生	名称	事指定障害
の三町字鴨ヶ池九六八戸市大字尻内	所 在 地	業者
短期入所	の種類と	生
明 幸 園	名	行障害福
	称	かせ
渡字三 八倉戸	所	事ービュ
八石郡 の中五 二市戸 字町	在	業事業
字町 小大	地	所を
<sub>五</sub> 令 和 三:三	年月日	廃 止

青森県告示第二百九十一号

行う者を指定したので、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 一十三号)第五十一条の十四第一項の規定により、 同法第五十一条の三十第一項第一号の規定により公示する。 次のとおり一 (平成十七年法律第 般相談支援事業を

令和五年四月五日

 $\equiv$ 村 申

吾

会いうえおの 活動法人あ の	会いうえおのおまります。	名称	事指定一
田弥生田二の一つがる市木造柴	田弥生田二の一つがる市木造柴	所 在 地	業相談支援
支援 援 定着	支援 移行	0	と 地域 の相談 重談
つがるフル	つがるハートフル	名称	事般相談
田弥生田二の一つがる市木造柴	田弥生田二の一つがる市木造柴	所 在 地	業 業 所 文援事業を行う
"	五令 ・和 <sup>四</sup> ・ 一	年月日	指定

青森県知事

談 支 者援 事-般相談支援事業を行う 年廃 月 日止

青森県知事

三

村

申

吾

事こ人社 業や青会 団か森福 福県社 社す法 事こ人社 業や青会 団 福県社 社す法 名 事指 定 称 業 程 相 所主たる事 目青森市-目青森市: 中央三丁 の三〇三〇三〇二 務所 亍 地の 類支地 援域 の相談 種談 支地 援域 支地 援域 定着 移行 ま 業 胡 談 支援事 ま 業 相 談 支援事 名 称 末字 本字小豆 沢字 茂 大字小豆 沢字 茂 東津軽郡平内町 下文小豆沢字茂 所 在 地 <sub>-</sub> 一和 **≕ ≡** 

青森県告示第二百九十三号

医療) 百二十三号) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 を次のとおり指定したので、 第五十四条第二項の規定により、 同法第六十九条第一 自立支援医療機関 号の規定により公示する。 (育成医療及び更生 (平成十七年法律第

令和五年四月五日

青森県知事 村 申 吾

"		早稲田二丁目七	弘前市大字	局早稲田ドライ	ブスルー店
<sub>五</sub> 令 ·和	八の二五	町字影津内九八	上北郡七戸	湯七戸店	ワカバ調剤薬局
年指 月	地	在	所	称	名

### 出 先 機 関

# 土地改良区の役員の就任及び退任

八項の規定により公告する。 土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、岩

### 令和五年四月五日

# 中南地域県民局長 井 沼 広 美

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	理	区役 員の
																事	別の
佐藤	成田	菊池	戸	西澤	成田	花田	鳴海	本田	石田	神豊	髙杉	藤田	成田	佐藤	木村	田中	氏
修一	信一	勲	亮二	孝政	公博	敏英	清彦	寿光	武広	-57-	忠則	秀弘	由弘	義明	久榮	清榮	名
"	"	"	"	"	"	"	"	弘前市	四中の津一の軽	"	"	"	"	"	"	弘前市	住
大字真土字東川二四一	大字相馬字山田二九の一	大字岩賀二丁目五の一	大字石渡一丁目八の一	大字如来瀬字種本三七の一	大字小友字神原一〇八の六	大字青女子字桜苅三三二	大字蒔苗字福岡一一	弘前市大字鼻和字岩井五二の一	四の一六中津軽郡西目屋村大字田代字神田一〇	大字鬼沢字猿沢九八の一	大字高杉字阿部野三一〇の二	大字町田二丁目一の五	大字紙漉沢字山越一六九	大字宮舘字房崎二四の四	大字一町田字浅井四七二の一	弘前市大字種市字熊谷一○	所
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	垂·≡:10就任	の 年 月 日就任及び退任

<ul> <li>監事 齊藤 秀明</li> <li>() 大字悪戸字鳴瀬一○○の二</li> <li>() 大字市田田字村元六六一の二</li> <li>() 大字市田田字村元七九の二</li> <li>() 大字市田田字村元六六一の二</li> <li>() 大字市田子中記</li> <li>() 大字市田田字村元六六一の二</li> <li>() 大字市田田字村元六六一の二</li> <li>() 大字市田田字村元六六一の二</li> <li>() 大字市田田字村元六六一の二</li> <li>() 大字市田田字村元六六一の二</li> <li>() 大字市田田字村元六六一の二</li> <li>() 大字市田田字報市字にのの二</li> <li>() 大字市田田字村元六六一の二</li> <li>() 大字市田田字報市子記</li> <li>() 大字市田田字報市子記</li> <li>() 大字市田子を満済の中の二</li> <li>() 大字市田子を持方の一の二</li> <li>() 大学市 大学市田子を持方の一の二</li> <li>() 大字市田子を持方の一の二</li> <li>() 大字市田子を持方の一の二</li> <li>() 大字市子を持方の一の二</li> <li>() 大学市子を持方の一の二</li> <li>() 大学市子の一の二</li> <li>() 大学市子の一の二</li> <li>() 大学市</li></ul>																					
事 齊藤 秀明																					
一		"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"		"	"	
藤 秀明 ペ 大字一町田字村元六六一の二 ペ 大字悪戸字鳴瀬一〇〇の二 ペ 大字悪戸字鳴瀬一〇〇の二 ペ 大字 青	事																	事			事
秀明       "大字一町田字村元六六一の二""         嘉基       "大字三町田字村元六六一の二""         点前市大字種市字熊谷一〇       "大字一町田字東洲一〇〇の二""         人榮       "大字一町田字東瀬一〇〇の二""         大字市町田字東川二四の四       "大字市田二丁目一の五         本       "大字市大字華市字龍谷一〇""         本       "大字市大字東平字猿沢二三の八         本       "大字市大字東平字猿沢二三の八         本       "大字市大字東平字猿沢二三の八         本       "大字相馬字山田二九の一         *大字車馬字相馬字山田二九の一       "         *大字車馬子字横面三四の二       "         *大字相馬字山田二九の一       "         *大字車出字車川二四一       "         *大字車馬子中田子村元六六一の二       "         *       "大字相馬字山田二九の一         *       "         *大字車上字東川二四一       "         *       "         *       "         *       "         *       "         *       "         *       "         *       "         *       "         *       "         *       "         *       "         *       "         *       "         *       "         *       "         *       "<	齊藤			菊池	佐藤	西澤	成田	花田	鳴海	澁谷			髙杉	藤田	石岡	佐藤	木村	田中	工藤	田村	齊藤
大字・町田字村元六六一の二 大字・町田字・鳴瀬一〇〇の二 大字・一町田字・鳴瀬一〇〇の二 大字・一町田字・張谷一〇 大字・宮舘字・房崎二四の四 大字・下湯口字・村元七九の二 大字・市大字・東平字・猿沢二三の八 大字・市大字・東平字・猿沢二三の八 大字・大字・大字・中野・田二丁・日一の二 大字・大字・大字・本字・神郎一〇八の六 大字・大字・大字・本字・神郎一〇八の六 大字・大字・大字・本字・神郎一〇八の六 大字・大字・大字・表字・神郎一〇八の六 大字・表字・神郎一〇八の六 大字・表字・神郎一〇八の六 大字・表字・神郎一〇八の二 、 大字・表字・一一 大字・表字・一一 大字・表字・一一 大字・表字・一一 大字・表字・一一 大字・表字・表字・表字・表字・表示・表示・表示・表示・表示・表示・表示・表示・表示・表示・表示・表示・表示・	秀明	修一	信一	勲	克郎	孝政	公博	敏英	清彦	祭悦	武広	32.	忠則	秀弘	修身	義明	久榮	清榮	賢生	嘉基	秀明
大字一町田字村元六六一の二 大字・一町田字村元六六一の二 大字・一町田字・大字・一町田字・大字・一〇の二 大字・高が字ではいっとが、大字・一町田字・大字・田一〇の二 大字・市が大字・市が上土の一 大字・市が上土の一 ・ 大字・・ 大字・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	"	"	"	"	"	"	"	"	"	弘前	四中の津	"	"	"	"	"	"	弘前	"	"	"
±. =	大字一町田字村元六六一の二	川二	田二九	大字岩賀二丁目五の一	丁目二	大字如来瀬字種本三七の一	原	大字青女子字桜苅三三二	大字蒔苗字福岡一一	大字兼平字猿沢二三の	_	八の	$\overline{}$	<u>ー</u> の	$\mathcal{O}$	四の	町田字浅井四七二	市大字種市字熊谷一〇	大字十腰内字猿沢一三四	瀬一〇〇	一町田
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"		"	"	"
退 任																					
																		退任			

土地改良区の役員の就任

工 田藤 村

大字十腰内字猿沢一三四大字悪戸字鳴瀬一〇〇の二

賢 嘉生 基

規定により公告する。市筒口土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十八項の土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、中

令和五年四月五日

三八地域県民局長 菅

孝

区役員
別の
氏
名
住
所
就任の年月日

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社(印刷所・販売人)

定価小口一枚ニ付十八円九十銭 毎週月・水・金曜日発行